

坂本の里 一灯苑 デイサービスセンター 運営規程

社会福祉法人 川岳福祉会

第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人 川岳福祉会が、介護保険法による指定通所介護事業、第1号通所事業（以下「事業」という。）を適正に実施するにあたり必要とする事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

第2条（基本方針）

利用者が可能な限りその住居において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の援助及び機能訓練を行うことにより、利用者の介護予防、社会的孤立感の解消、身体機能の維持及び精神的負担の軽減を図るものとする。

第3条（運営の方針）

当事業において提供する通所介護、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（お達者クラブ）（以下「通所サービス」という。）は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示等の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 通所サービスの提供にあたっては利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立った通所サービスの提供に努めるとともに、利用者及びその家族のニーズを的確に捉え、個別に通所サービスの計画（以下「通所介護計画」という。）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供するものとする。
- 3 利用者又はその家族に対し、通所サービスの内容及び提供方法等について分かりやすく書面をもって説明するものとする。
- 4 適切な介護技術をもって通所サービスを提供するものとする。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行なうものとする。
- 6 居宅サービス計画および介護予防サービス計画（以下「通所介護サービス計画」という。）が作成されている場合は、当該計画に沿った通所サービスを提供するものとする。
- 7 指定通所介護、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）（お達者クラブ）を行う事業所（以下「事業所」という。）の従業者は介護、看護等に関する技術・知識の向上のため、事業所内外の研修等に積極的に取り組むものとする。
- 8 適切な通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより通所介護従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等

の必要な措置を講じるものとする。

第4条（事業所の名称）

当事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名称 坂本の里 一灯苑 デイサービスセンター
- (2) 所在地 熊本県八代市坂本町坂本1071番地

第5条（従業者の職種等）

当事業所に勤務する管理者及び従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(指定通所介護及び第1号通所介護(介護予防通所介護相当サービス))

- | | |
|--|------|
| 1、管理者 | 1人 |
| 管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| 2、生活相談員 | 1人以上 |
| 併設型通所介護及び第1号通所介護(介護予防通所介護相当サービス) (以下「通所介護」とする。) | |
| 生活相談員は、利用者及び家族の介護等に関する必要な相談に応じるとともに、適切なサービスが提供されるよう、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者や地域住民等、他の関係機関との連携において必要な役割を果たすものとする。 | |
| 3、看護職員 | 1人以上 |
| 看護職員は、健康チェック等を行うことにより利用者の健康状態を的確に把握するとともに、適切なサービスを利用するためには必要な処置を行うものとする。 | |
| 4、介護職員 | 4人以上 |
| 介護職員は通所サービスの提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し、適切な介助を行うものとする。 | |
| 5、機能訓練指導員 | 1人以上 |
| 機能訓練指導員は、利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために、必要な器材等を用いて機能訓練等を行う。 | |
| 6、本事業所は、前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の従業者を置くことができる。 | |
| (第1号通所事業(お達者クラブ)) | |
| 1、管理者 | 1人 |
| 管理者は従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| 2、従業者 | 1人 |
| 職種の条件はないが、老年学の基礎知識があり、安全にプログラムを提供できるものを従業者として配置する。 | |
| 3、本事業所は、前項に定めるもののほか必要がある場合は、定数を超え又はその他の | |

従業者を置くことができる。

第 6 条（営業日及び営業時間）

当事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

(指定通所介護、第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）)

- (1) 営業日 毎週、月曜日～土曜日（ただし、毎週日曜日と 12 月 31 日～1 月 2 日は休日とする）
- (2) 営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分
- (3) 提供時間 9 時 30 分～16 時 00 分

（ただし介護予防通所介護相当サービスの提供時間は上記内の 3 時間以上）

第 1 号通所事業（お達者クラブ）

- (1) 営業日 毎週、（月曜日）（火曜日）・（木曜日）（金曜日）
（ただし、毎週、水曜日・土曜日・日曜日・12 月 31 日～1 月 2
日は休日とする）
- (2) 営業時間 8 時 30 分～17 時 30 分
- (3) 提供時間 9 時 30 分～16 時 00 分の内 3 時間

第 7 条（利用定員）

(指定通所介護、第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）)

1 日に通所介護及び第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を提供する定員は、通所介護及び第 1 号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）を併せて、
月曜日～土曜日の定員を 30 名の 1 単位とする。

（第 1 号通所事業（お達者クラブ））

1 日にサービスを提供する定員は、10 名の 1 単位とする。

第 8 条（通所サービスの内容）

【1】 指定通所介護サービスの内容は次のとおりとする。

(1) 日常生活上の援助

日常生活動作能力に応じて必要な介助を行う。

- ア 排泄介助
- イ 移動の介助
- ウ その他必要な身体の介護
- エ 養護（休養）

(2) 健康状態の確認

(3) アクティビティの実施

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止する為の訓練並びに利用者の心身の活性化を図るための各種サービスを提供する。

- ア 日常生活動作に関する訓練
- イ レクリエーション
- ウ グループワーク
- エ 行事的活動
- オ 体操
- カ 趣味活動

(4) 送迎サービス

障害の程度、地理的条件等により送迎を必要とする利用者については専用車輛により送迎を行う。また、必要に応じて送迎車輛への昇降及び移動の介助を行う。

(5) 入浴サービス

居宅における入浴が困難な利用者に対して、必要な入浴サービスを提供する。

- ・ 入浴形態
 - ア 一般浴槽による入浴
 - イ 特殊浴槽による入浴
 - ウ 足浴等の部分浴
- ・ 介助の種類（必要に応じて行う）
 - ア 衣類着脱
 - イ 身体の清拭、洗髪、洗身
 - ウ その他必要な介助

(6) 食事サービス

- ア 準備後始末の介助
- イ 食事摂取の介助
- ウ 調理
- エ その他必要な介助

(7) 相談、助言

利用者及びその家族の日常生活における介護等に関する相談及びその助言を行う。

- ア 日常生活動作に関する訓練の相談、助言
- イ 福祉用具、福祉制度の利用方法、手続等の相談、助言
- ウ その他必要な助言

(8) 個別機能訓練

利用者の身体機能そのものの回復が主たる目的とする訓練ではなく、心身機能訓練から生活行為向上訓練まで総合的に訓練を実施し、利用者が地域において在宅生活が継続していくよう生活機能の維持・向上に資する効果的な援助を行う。

(9) 若年性認知症利用者の受入

受け入れた若年性認知症利用者毎に個別に担当者を定め、その者を中心に、特性やニーズに応じたサービスを提供する。

【2】第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の内容は次のとおりとする。

- (1) 前項の(1)～(7)と同じ内容とする。
- (2) 運動器機能向上サービスの実施
- (3) 若年性認知症利用者の受入

(第1号通所事業（お達者クラブ）の内容)

【1】第1号通所事業（お達者クラブ）の内容は次のとおりとする。

第1号通所事業（お達者クラブ）は、事業者が設置する事業所（デイサービスセンター等）に通っていただき、利用者の状態に応じ、身体機能の改善や生活機能の獲得等を目指した柔軟なプログラムを実施するサービスである。

第9条（通所介護計画及び個別サービス計画書の作成等）

通所サービスを提供する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を把握し、個別に通所介護計画及び個別サービス計画書を作成するものとする。また、すでに通所介護サービス計画及び個別サービス計画が作成されている場合は、その内容に沿った通所介護計画及び個別サービス計画を作成するものとする。

- 2 通所介護計画の作成、変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を書面をもって説明し、同意を得るものとする。
- 3 利用者に対し、通所介護サービス計画及び個別サービス計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行うものとする。
- 4 当事業所において、利用者又は家族の希望するサービスの提供が困難な場合は、利用可能な他の事業所等と速やかに連携するものとする。

第10条（通所介護サービスの利用料）

当事業所が提供する通所介護サービス、第1号通所事業（介護予防通所介護相当サービス）の利用料は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該通所サービスが法定代理受領サービスであるとき、各利用者の介護負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。ただし、介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の金額をご負担いただきます。

第1号通所事業（お達者クラブ）については熊本県八代市が定める基準とし、熊本県八代市が定める金額を支払うものとする。

但し、次に掲げる項目については、別に利用料金の支払いを受けるものとする。

- (1) 次条に定める通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

通常の実施地域を越えた地点から、片道 1 km 毎に 18 円とする。

- (2) 食材料費 (おやつ代含む) **550 円**

- (3) 入浴料 (第 1 号通所事業 (お達者クラブのみ)) **500 円**

- (4) おむつ代

	各 1 枚につき
紙パンツ・紙おむつ	100 円
フラットタイプ	50 円
尿取りパット	30 円

- (5) 前各号に掲げるものの他、通所介護及び介護予防通所介護の中で提供されるサービスのうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用で、利用者が負担することが適当と認められる費用

- 2 前項の費用の支払いを含むサービスを提供する際には、事前に利用者またはその家族に対して必要な資料を提示し、当該サービスの内容及びその費用を説明した上で、利用者の同意を得るものとする。
- 3 利用料の支払いは、現金、口座振替または振込により、指定期日までに受けるものとする。

第 11 条 (通常の事業の実施地域)

通常の事業の実施地域は八代市内全域とする。

第 1 号通所事業 (お達者クラブ) の実施地域は熊本県八代市坂本町のみとする。

第 12 条 (地域との連携)

事業所の運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携協力を行うなど、地域との交流に努めるものとする。

第 13 条 (提供拒否の禁止)

指定通所介護事業所は正当な理由がない限り、利用者様の受け入れの拒否をしないものとする。

第 14 条（サービス開始にあたって）

サービス提供開始時に重要事項説明書の説明を行い、同意を得るものとする。

第 15 条（通所サービスの提供記録の記載）

通所サービスを提供した際には、その提供日及び内容、当該通所介護について、利用者に代わって支払いを受ける介護報酬の額、その他必要な記録を所定の書面に記載する。

第 16 条（個人情報の保護）

当事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。

2 当事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での通所サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人・家族代表者の了解を得るものとする。

第 17 条（秘密保持等）

当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を、正当な理由なく漏らしてはならないものとする。

2 従業者であったものが、その業務上知り得た利用者又は家族の秘密を、正当な理由なく漏らすことのないよう、必要な措置を講じるものとする。
3 サービス担当者会議における利用者等の情報の使用について、あらかじめ文章により利用者等の同意書を得るものとする。

第 18 条（サービスの利用にあたっての留意事項）

- (1) 入浴サービスを利用する際は、従業者の指示に従う。
- (2) 機能訓練室を利用する際は、従業者の指示に従う。
- (3) 送迎サービスを利用する際は、従業者の指示に従う。

第 19 条（苦情処理）

提供した通所介護サービスに関する苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又は家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じるものとする。

第 20 条（事故発生時における対応）

通所サービスの提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該

利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

第 21 条（損害賠償）

利用者に対する通所サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、誠意をもって対応し、速やかに損害賠償を行うものとする。ただし当事業所の責に帰すべからざる事由による場合は、この限りではない。

第 22 条（衛生管理）

当事業所ではマニュアルを作成し、通所サービスの提供に使用する備品等を清潔に保持し、定期的な消毒を施す等、常に衛生管理に十分留意するものとする。

- 2 従業者は、マニュアルを作成し感染症等に関する知識の習得、向上に努めるものとする。

第 23 条（緊急時における対応方法）

通所サービスの提供中に利用者の心身の状況に異変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに主治医或いは協力医療機関並びに当該利用者の家族に連絡し、適切な措置を講ずるものとする。

第 24 条（非常災害対策）

通所サービスの提供中に天災その他の災害が発生した場合、従業者は利用者の避難等適切な措置を講ずるものとする。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力機関等との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとるものとする。

- 2 非常災害に備え、少なくとも半年に一回は避難、救出その他必要な訓練等を行うものとする。

第 25 条（虐待防止に関する事項）

事業所は、利用者の人権擁護・虐待の防止等の為、対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果を従業者に周知徹底を図るものとする。また虐待防止の為の指針を整備するとともに、担当者を置き虐待防止の為の研修を定期的に実施するものとする。

第 26 条（身体的拘束等の適正化）

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこと。

- 2 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況

並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならないこと。

第 27 条（業務継続計画の策定等）

事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図ための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は従業者に対し、業務継続計画について説明、周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第 28 条（その他運営についての留意事項）

当事業所は、この事業を行うため、ケース記録、利用者負担金収納簿、その他必要な記録、帳簿を整備し、その完結の日から 5 年間保管するものとする。

第 29 条（その他）

この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人川岳福祉会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 21 年 8 月 13 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 5 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 10 月 12 日より施行する。
この規程は、平成 22 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 24 年 12 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 25 年 11 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 26 年 7 月 1 日より施行する。
この規程は、平成 27 年 1 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。
この規定は、平成 28 年 1 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 28 年 10 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 29 年 11 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 30 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、平成 30 年 7 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 3 年 4 月 1 日より施行する。

この規定は、令和 5 年 4 月 20 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 1 月 22 日より施行する。

この規定は、令和 6 年 4 月 1 日より施行する。